

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー コンベンション等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下、「ビューロー」という。）が、コンベンションやエキスカーションの誘致促進を図ることにより、国際会議観光都市・姫路の発展と地域経済の活性化に資することを目的として、予算の範囲内で交付する補助金に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンベンション等とは、営利を目的とせず産業の振興又は、学術、芸術、文化、スポーツ競技の振興及び発展を目的として、姫路市内において開催される大会、学会、企業コンベンション、スポーツ大会及び文化大会をいう。
- (2) 宿泊施設とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)の第2条に定められた営業を行う施設及び住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)の第2条に定められた営業を行う施設をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の第2条第6項第4号に掲げる営業を営む者を除く。
- (3) 参加実人数は、コンベンション等開催期間中に1回以上コンベンション等に参加した者を参加者1人と数える参加者数の合計人数をいう。
- (4) 参加延べ人数は、コンベンション等開催期間中、開催日ごとの参加者数を数え、それらを合計した参加者数をいう。
- (5) 宿泊実人数とは、コンベンション等開催期間中に1泊以上姫路市内で宿泊した者を宿泊者1人と数える宿泊者数の合計人数をいう。
なお、開催初日の前日の宿泊(前泊)はコンベンション等開催期間の宿泊に加えることを認める。
- (6) 宿泊延べ人数とは、コンベンション等開催期間中、開催日ごとに姫路市内における宿泊者数を数え、それらを合計した宿泊者数をいう。
- (7) ブロック規模とは、4つ以上の都道府県からの参加者が確認できるコンベンション等の規模をいう。
- (8) 全国規模とは、10以上の都道府県からの参加者が確認できるコンベンション等の規模をいう。
- (9) 国際規模とは、日本を含む3か国以上からの参加者が確認できるコンベンション等の規模をいう。
- (10) 国際会議とは、日本政府観光局(JNTO)基準における国際会議の定義である国際機関・国際団体(各国支部を含む)又は国家機関、国内団体(民間企業以外)が主催する会議で参加者総数(参加実人数の総数)が50名人以上、参加国が日本を含む3か国以上のものをいう。

(補助金)

第3条 この要綱において交付の要件を定める補助金とは、次の各号の補助金とする。

- (1) コンベンション等開催補助金（以下、「開催補助金」という。）
- (2) シャトルバス補助金、懇親会バス補助金、観光バスⅠ補助金、観光バスⅡ補助金（以下、「バス補助金」という。）
- (3) ハイブリッド会議補助金（以下、「ハイブリッド補助金」という。）
- (4) ユニークベニュー利用促進補助金（以下、「ユニークベニュー補助金」という。）
- (5) 姫路を感じるおもてなし補助金（以下、「おもてなし補助金」という。）

(補助金交付対象)

第4条 開催補助金の交付対象となるコンベンション等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大会、学会及び企業コンベンションについては、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。
 - ア 姫路市内で開催され、ブロック規模、全国規模、国際規模又は国際会議である。
 - イ 兵庫県外参加者が、姫路市内の宿泊施設を利用して宿泊者実人数で25人以上が宿泊する。
- (2) スポーツ大会及び文化大会については、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。
 - ア 姫路市内で開催され、ブロック規模、全国規模又は国際規模である。
 - イ 兵庫県外参加者が、姫路市内の宿泊施設を利用して宿泊者実人数で50人以上宿泊する。
- (3) その他ビューロー理事長（以下、「理事長」という。）が適当と認めるもの

2 バス補助金の交付対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ただし、バス補助金の重複申請はできない。（一つの区分しか申請できない。）

- (1) シャトルバス補助金は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に交付する。
 - ア 前項第1号から第3号いずれかの要件を満たすコンベンション等の開催の一環である。
 - イ コンベンション等が複数の会場で開催される場合に、参加者が各会場間を移動するために運行されるバスである。
- (2) 懇親会バス補助金は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に交付する。
 - ア 前項第1号又は第3号いずれかの要件を満たすコンベンション等の開催の一環である。
 - イ 姫路市内で開催される懇親会場に、参加者が移動するために運行されるバスである。
- (3) 観光バスⅠ補助金は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に交付する。
 - ア 前項第1号から第3号いずれかの要件を満たすコンベンション等の開催の一環である
 - イ コンベンション等のプログラムの一環として姫路市内の観光施設等を訪問する視察旅行（エクスカーション）のために運行されるバスである
- (4) 観光バスⅡ補助金は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に交付する。
 - ア 姫路市外で開催される国際会議やブロック規模、全国規模又は国際規模のコンベンション等の開催の一環である
 - イ 姫路市内の観光施設等を訪問する視察旅行（エクスカーション）を実施するために運行されるバスである。

- 3 ハイブリッド補助金の交付対象は、第1項第1号に該当するもので、次の各号のいずれかに該当する場合に交付する。
- (1) コンベンション等の状況をリアルタイムでオンライン配信するとともに、オンラインで参加できるハイブリッド会議である。
 - (2) その他理事長が適当と認めるもの
- 4 ユニークベニュー補助金の交付対象は、第1項第1号に該当するもので、次の各号のいずれかに該当する場合に交付する。
- (1) ユニークベニューH I M E J Iプランの対象となる。
 - (2) 姫路市内において、特別感や地域の特性を演出できる場所で開催する会議やレセプション等を実施する。
 - (3) その他理事長が適当と認めるもの
- 5 おもてなし補助金の交付対象は、第1項第1号に該当するもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 別表3の「姫路を感じるおもてなしプログラム」または「姫路を感じる伝統産業プログラム」を活用する。
 - (2) その他理事長が適当と認めるもの
- 6 第1項から第5項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するコンベンション等は補助金の交付対象としない。
- (1) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
 - (2) 公の秩序、及び善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの
 - (3) 姫路市から他に補助金の交付を受けているもの
 - (4) 不特定多数の参加者から入場料を徴収するもの
 - (5) 暴力団等に関係があるもの
 - (6) その他理事長が不適当と認めるもの

(補助金交付対象者)

第5条 第3条に定める補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、第2条第1項に定めるコンベンション等の主催者、主催者の内部組織、共催団体または協力機関とする。

(補助対象経費、補助金交付見込額及び補助金交付額の端数処理)

第6条 補助対象経費、補助金交付見込額及び補助金交付額を算出する際、それぞれの合計額において、千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(交付申請)

第7条 申請者は、コンベンション等補助金交付申請書(様式第1号)にコンベンション等の事業計画書(様式第1号-2)、コンベンション等名、申請者名、主催者名、振込口座届出書(様式第2号)及び当該コンベンション等の実施内容が分かる資料等を添付して、事業開始日の1ヶ月前までに理事長に申請しなければならない。

(補助金交付決定)

第8条 理事長は前条の規定による申請があったときは、その内容について審査の上、交付の可否を決定し、コンベンション等補助金交付可否決定書(様式第3号)により、その可否を申請者に通知する。

(事業変更・中止)

第9条 申請者は交付決定を受けた補助事業の計画に変更が生じたとき、又は補助事業を中止するときは、コンベンション等事業変更・中止申請書(様式第4号)を理事長に速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 申請者は補助事業対象期間終了後、速やかに次の各号に掲げる全ての書類を理事長に提出することにより当該コンベンション等の実績報告をしなければならない。

- (1) コンベンション等補助事業実績報告書(様式第5号)
- (2) 宿泊実績報告書1(様式第6号)
- (3) 宿泊実績報告書2(様式第6号-2)又は参加者名簿
- (4) コンベンション等の収支決算書
- (5) 補助対象経費及び補助金交付見込額算出に要する経費の領収書の写し
- (6) コンベンション等を主催する者が回答した主催者アンケート
- (7) 兵庫県外参加者で姫路市内における宿泊実人数の2割以上の宿泊者から徴収した宿泊者アンケート

2 第1項第3号に定める宿泊実績報告書2(様式第6号-2)の提出が困難な場合は、コンベンション等主催者からの申立書により相当な理由があると理事長が認める場合に限り、宿泊実績報告書2(様式第6号-2)として、氏名、居住地(日本に居住地がある方は都道府県名、海外に居住地がある方は国名)を記載した当該コンベンション等の参加者名簿(重複確認ができるExcelデータ等に限り)を提出することに代えることができる。この場合の補助金交付額の算定は別表1のとおりとする。

3 補助金交付額は、補助金交付決定額を上限とする。

(補助金額の確定)

第11条 理事長は、前条第2項または第3項の報告を審査した結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合には、コンベンション等補助金交付可否決定書(様式第3号)に記載の交付決定額の範囲内で交付すべき補助金を確定し、コンベンション等補助金交付確定通知書(様式第7号)により主催者に通知する。

(補助金の交付請求)

第12条 補助金の交付請求は、前条のコンベンション等補助金交付確定通知書(様式第7号)を受領後、コンベンション等補助金請求書(様式第8号)により理事長に補助金交付請求を行うものとする。

2 理事長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに申請者に補助金を交付する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 理事長は主催者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (4) 法令若しくはこの要綱に違反、又は理事長の指示に従わなかったとき

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、理事長は申請者に対して期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条第 1 項関係)

1 開催補助金交付額及び限度額の算出

	対象区分	補助金交付額の算出	補助金交付額の限度額の算出
開催補助金	大会・学会	(1) 兵庫県外参加者の内、当該コンベンション等開催期間中における姫路市内宿泊実人数(宿泊延べ人数ではない)×2,000円を補助金交付額とする。 ただし、補助金交付額は次の限度額を上限とする。 限度額は、右欄で算出した限度額①と国際会議は400万円、国内会議は300万円のうち、いずれか低い額を限度額とする。	ア 姫路市内のコンベンション施設使用料及びコンベンション施設に発注する付帯備品使用料の1/2 イ 姫路市内の事業者が発注する会場設営費(人件費を含む)の1/2
	企業コンベンション	(2) 兵庫県外参加者の内、当該コンベンション等開催期間中における姫路市内宿泊実人数(宿泊延べ人数ではない)×1,000円を補助金交付額とする。 ただし、補助金交付額は次の限度額を上限とする。 限度額は、右欄で算出した限度額①と50万円のうち、いずれか低い額を限度額とする。	ウ 講師・審判等派遣に係る謝金の1/2 エ 姫路市内における昼食会または懇親会に係る費用(会場使用料、人件費及び飲食費を含む)の3/10
	スポーツ大会・文化大会	(3) 兵庫県外参加者の内、当該コンベンション等開催期間中における姫路市内の宿泊実人数(宿泊延べ人数ではない)×500円を補助金交付額とする。 ただし、補助金交付額の限度額は、次の限度額を上限とする。 限度額は、右欄で算出した限度額①と100万円のうち、いずれか低い額を限度額とする。	オ その他理事長が適当と認めるものの1/2 アからオまでの金額を合算した額を限度額①とする。

2 対象区分

- (1) 企業コンベンションとは、企業が主催するもので、営利を目的としない各種セミナーなどの関連会議、集会、研究会をいう。
- (2) スポーツ大会とは、競技の振興及び発展を目的とする競技団体又はその下部組織が主催、共催、後援を行う競技会等をいう。
- (3) 文化大会とは、文化・芸術の振興及び発展を目的とする団体又はその下部組織が主催、共催、後援を行う発表会若しくはコンクール等をいう。

3 宿泊実績報告(第10条第2項関係)

- (1) 宿泊実績報告書2(様式第6号-2)の提出が困難な場合は、コンベンション等主催者からの申立書により相当な理由があると理事長が認める場合に限り、宿泊実績報告書2(様式第6号-2)を氏名、居住地(日本に居住地がある方は都道府県名、海外に居住地がある方は国名)を記載した当該コンベンション等の参加者名簿の提出に代えることができる。
- (2) 申立書が承認された場合の補助金交付額の算出は次のア～エで算出される人数を兵庫県外参加者の姫路市内宿泊者数とする。
 - ア ブロック規模の大会及び学会の場合、参加者数の15/100を姫路市内宿泊実人数とする。
 - イ 全国規模又は国際規模の大会及び学会の場合、参加者数の35/100を姫路市内宿泊実人数とする。
 - ウ 国際会議の場合、参加者数の40/100を姫路市内宿泊実人数とする。
 - エ 企業コンベンション、スポーツ大会及び文化大会の場合、参加者数の30/100を姫路市内宿泊実人数とする。

別表2（第4条第2項関係）

1 補助金交付額及び補助対象経費と補助金交付額の限度額の算出

区分	補助金交付額の算出	補助対象経費と補助金交付額の限度額の算出
バス補助金	<p>シャトルバス補助金</p> <p>(1) シャトルバス、1台につき5万円とする。 ただし、補助金交付額の限度額は、右欄で算出した限度額①とバス1台あたり5万円×台数のうち、いずれか低い額を限度額とする。</p> <p>(2) 限度額の上限は25万円とする。</p>	
	<p>懇親会バス補助金</p> <p>(1) 懇親会バス、1台につき5万円とする。 ただし、補助金交付額の限度額は、右欄で算出した限度額①とバス1台あたり5万円×台数のうち、いずれか低い額を限度額とする。</p> <p>(2) 限度額の上限は50万円とする。</p>	<p>(1) 補助対象経費は次のアからウまでの経費とする。</p> <p>ア バス借りに係る費用</p> <p>イ バス運行に伴う姫路市内における駐車料金、高速料金</p> <p>ウ 一台あたりの経費を算出し、5万円を超える場合は5万円を限度に実費とする。</p> <p>(2) アからウまでの金額を合算した額を限度額①とする。</p>
	<p>観光バスⅠ補助金</p> <p>(1) 観光バスⅠ、1台につき5万円とする。 ただし、補助金交付額の限度額は、右欄で算出した限度額①とバス1台あたり5万円×台数のうち、いずれか低い額を限度額とする。</p> <p>(2) 限度額の上限は25万円とする。</p>	
	<p>観光バスⅡ補助金</p> <p>(1) 観光バスⅡ、1台につき5万円とする。 ただし、補助金交付額の限度額は、右欄で算出した限度額①とバス1台あたり5万円×台数のうち、いずれか低い額を限度額とする。</p> <p>(2) 限度額の上限は25万円とする。</p>	

別表3 (第4条第3項関係)

1 補助金交付額及び補助対象経費と補助金交付見込額の算出

区分	補助金交付額の算出	補助対象経費と補助金交付見込額の算出
ハイブリッド補助金	補助金交付額は、右欄で算出した補助金交付見込額①と50万円のうち、いずれか低い額を補助金交付額とする。	<p>(1) 補助対象経費は次のアからエまでの経費とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ア ハイブリッド会議用機器の使用料及び設置工事費 イ オペレーター人件費 ウ WEB環境構築費(ソフトウェアは含まない) エ 通信費 <p>アからエまでは、姫路市内事業者に発注のものに限る</p> <p>(2) アからエまでの金額を合算した金額の1/2を補助金交付見込額①とする。</p>
ユニークベニュー補助金	補助金交付額は、右欄で算出した補助金交付見込額①と150万円のうち、いずれか低い額を補助金交付額とする。	<p>(1) 補助対象経費は次のア及びイの経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア テント、ステージ、テーブル、椅子、音響設備、垂れ幕・看板、照明、その他環境整備及び電気工事など会場設営及び撤去に要する費用(人件費を含む) イ 災害、悪天候、会場施設側に起因する要因又は感染症拡大の為、中止となった場合、主催者として支払う必要があるキャンセル料等の経費 <p>ア及びイは、姫路市内事業者に発注のものに限る。</p> <p>(2) ア又はイの金額の1/2を補助金交付見込額①とする。</p>
おもてなし補助金	補助金交付額は、右欄で算出した補助金交付見込額①と50万円のうち、いずれか低い額を補助金交付額とする。	<p>(1) 補助対象経費は次のア及びイの経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 姫路を感じるおもてなしプログラムの活用に係る経費(人件費を含む。) イ 姫路を感じる伝統産業プログラムの活用に係る経費(人件費を含む。) <p>(2) アとイに要した経費の1/2を補助金交付見込額①とする。</p>

2 おもてなし補助金に関するプログラム

(1) コンベンション等のレセプションやセレモニーにおいて、次のア又はイのプログラムを活用する場合は、その活用に係る経費を補助対象経費とする。

ア 姫路を感じるおもてなしプログラム

- ・ 姫路市内の団体による獅子舞、和太鼓、茶道、着物着付等のアトラクションを実施するための経費
- ・ 姫路市内の酒蔵に関係する酒樽を活用した鏡開きや市内酒蔵産の日本酒による乾杯を行うために要する経費

イ 姫路を感じる伝統産業プログラム

- ・ コンベンション等参加者を対象とする参加記念品などとして、明珍火箸、姫革細工、しらすぎ染め、姫路独楽、姫路張子玩具または姫路いぶし瓦等の姫路の伝統工芸品を購入するに要する経費